

青森県報

号外第六十六号

平成十五年六月二十七日(金曜日)

目次

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…一
 青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を
 改正する規則…………… (薬務衛生課)…一

訓 令

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)…一四

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県規則第六十号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のよう
 に改正する。

第四条の三第十三号の三口中「こと」の下に、「(特定動物に係るものを除く。)」
 を加え、同口を同号又とし、同又の前に次のように加える。

リ 第二十四条第五項の規定による措置の命令に関すること(特定動物に係るも
 のを除く。)

第四条の三第十三号の三イを同号子とし、同子の前に次のように加える。

イ 第十七条第一項の規定による特定動物の逸走の通報の受理に関すること。

ロ 第二十条の規定による犬による加害等の届出の受理に関すること。

ハ 第二十一条第一項の規定による野犬等の捕獲及び抑留に関すること。

ニ 第二十一条第四項の規定による野犬等を抑留したときの通知及び公示に関す
 ること。

ホ 第二十一条第五項の規定による飼い犬の返還の申請の受理に関すること。

ヘ 第二十一条第六項の規定による野犬等の処分に関すること。

ト 第二十二条第一項の規定による野犬等の薬殺に関すること。

第四条の三第十三号の四を削る。

附 則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
 布する。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県規則第六十一号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十五年三月青森県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一号様式」を「第十三号様式」に改め、同条を第二十条とし、第一条の次に次の十八条を加える。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（特定動物）

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める動物は、別表第一に掲げる種（亜種を含む。）とする。

（飼養又は保管の許可に係る特定動物の区分）

第四条 条例第九条第一項に規定する規則で定める特定動物の区分は、別表第二のとおりとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第五条 条例第九条第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者及び主として特定動物の飼養又は保管の作業に従事する者の電話番号
 - 二 特定動物の年齢及び性別
 - 三 特定動物の飼養又は保管の開始の予定年月日
 - 四 特定動物の飼養又は保管の作業の手順
 - 五 飼養等施設の維持管理の方法
 - 六 毒を保有する特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合にあっては、その毒に有効な血清等の医薬品の名称及びその保管場所
 - 七 特定動物が逸走した場合及び災害の発生により避難する場合の措置
 - 八 特定動物の飼養又は保管を廃止した場合における当該特定動物の処分方法
- 2 条例第九条第二項に規定する申請書は、第一号様式による。
- 3 条例第九条第三項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 申請者の住民票又は外国人登録証明書の写し（法人にあっては、登記簿の謄本）
 - 二 飼養等施設の配置図
（飼養等施設の基準）

第六条 条例第九条第五項（条例第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、別表第三のとおりとする。

（変更の許可の申請等）

第七条 条例第十条第一項の規定による許可を受けようとする者は、特定動物飼養等変更許可申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、条例第九条第二項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更後の飼養等施設の規模及び構造を示す図面を添えなければならない。

3 条例第十条第一項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

一 特定動物の種類又は数の減少

二 特定動物が出産した場合における当該特定動物の数の増加（出産した日から三月以内の期間に係るものに限る。）

三 飼養等施設の規模又は構造の変更であつて、知事が認めたもの
（変更の届出等）

第八条 条例第十一条第一項の規定による届出は、特定動物飼養等許可申請書記載事項変更届出書（第三号様式）により行わなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 条例第九条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき。 許可飼養者の変更後の住民票又は外国人登録証明書の写し（法人にあっては、変更後の登記簿の謄本）

二 条例第九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたとき。 変更後の飼養等施設の付近の見取図及び配置図

三 前条第三項第三号に掲げる変更があつたとき。 変更後の飼養等施設の規模及び構造を示す図面

3 条例第十一条第一項に規定する規則で定める場合は、第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更があつた場合とする。

4 条例第十一条第二項の規定による届出は、特定動物飼養等廃止（休止、再開）届出書（第四号様式）により行わなければならない。

（標識の掲示）

第九条 条例第十二条の規定による標識の掲示は、第五号様式により行わなければならない。

(飼養等施設の外へ出すことができる場合)

第十条 条例第十三条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 展覧会、競技会又はサーカス等において展示し、又は競技若しくは曲技させるために飼養等施設の外へ出す場合

二 他の飼養等施設に移動させる場合

三 その他知事が認められた場合

(許可を要しない者に係る届出)

第十一条 条例第十六条前段の規定による届出は、特定動物飼養等届出書(第六号様式)に条例第九条第三項の書類を添えて行わなければならない。この場合において、第五条第三項第一号中「申請者」とあるのは、「届出者」とする。

2 条例第十六条後段の規定による届出は、届け出た事項に変更があつた日から三十日以内に、特定動物飼養等届出事項変更届出書(第七号様式)に変更に係る内容を証する書類であつて知事が必要と認めるものを添えて行わなければならない。

(特定動物による加害の届出)

第十二条 条例第十八条の規定による届出は、特定動物加害届出書(第八号様式)により行わなければならない。

(係留義務の適用除外)

第十三条 条例第十九条第三号に規定する知事が認める用途は、次に掲げる用途とする。

一 肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のための肢体不自由を補つ補助

二 聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のためのブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等の聞き分け、その者に必要な情報の伝達及び必要に応じた音源への誘導

三 農場又は牧場における監視

四 物の運搬

2 条例第十九条第四号の規定により知事が特別な理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

一 人命救助のために使用する場合

二 火事、洪水等の災害の発生により緊急に避難させる必要がある場合

三 その他知事が特別の理由があると認められた場合

(犬による加害等の届出)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、飼い犬加害届出書(第九号様式)により行わなければならない。

2 条例第二十条第二項の規定による届出は、被害届出書(第十号様式)により行わなければならない。

(野犬等を抑留している旨の公示)

第十五条 条例第二十一条第四項の規定による公示は、野犬等を捕獲した場所を管轄する健康福祉こどもセンターの掲示板に、その捕獲した野犬等の種類、毛色、体格、性別、特徴、捕獲の日時及び場所並びに抑留の場所を記載した文書を掲示して行うものとする。

(飼い犬の返還の申請)

第十六条 条例第二十一条第五項の規定による申請は、飼い犬返還申請書(第十一号様式)により行わなければならない。

(野犬等の薬殺の方法)

第十七条 条例第二十二条第一項の規定による薬殺は、日没から日の出までの間に於いて時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に毒えさを置く方法により行うものとする。

2 毒えさに用いる薬品の種類は、硝酸ストリキニーネとする。

3 毒えさを置く場合には、毒えさごとに、それが毒えさである旨を表示した紙片等を添えておくものとする。

4 知事は、指定職員をして、毒えさの置かれた場所を巡視させ、かつ、薬殺の時間が経過する前に毒えさを回収させるものとする。

(住民に対する野犬等の薬殺の周知の方法)

第十八条 条例第二十二条第一項の規定により薬殺する旨を周知させるには、薬殺を行う区域、期間及び時間並びに毒えさの状態について、次に掲げる方法により行うものとする。

一 薬殺を行う区域内及びその近傍の住民に対して文書で通知すること。

二 薬殺を行う区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に文書を掲示すること。

三 放送その他の方法によって広報すること。

2 前項第一号の通知は、薬殺開始の日の三日前までに、同項第二号の掲示は、薬殺開始の日の三日前から薬殺終了の日まで、同項第三号の広報は、薬殺開始の日の三日前から薬殺開始の日までの間の適当な日に行つものとする。

(指定職員の身分証明書)

第十九条 条例第二十三条に規定する身分を示す証明書は、第十二号様式による。
本則に次の一条を加える。

(書類の經由)

第二十一条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類のうち特定動物に係る書類は、当該書類の提出に係る飼養等施設の所在地を管轄する健康福祉こどもセンター所長を経由しなければならない。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例施行規則の廃止)

2 青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例施行規則(昭和四十一年一月青森県規則第三号)は、廃止する。

(経過措置に伴う届出)

3 条例附則第四項の規定による届出は、条例第九条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した書面に同条第三項の書類を添えて行わなければならない。この場合において、同条第二項第一号並びに第五条第一項第一号及び第三項第一号中「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第一項第三号中「開始の予定年月日」とあるのは「開始年月日」と、同項第六号中「保管しようとする」とあるのは「保管する」とする。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一(第三条関係)

科 名	種 名
一 哺乳綱 (一) 霊長目	
おまぎざる科	ホエザル属全種、クモザル属全種、ウーリークモザル属全種及びウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種、マンガベイ属全種、ヒヒ属全種、マンドリル属全種、ゲラダヒ属全種、オナガザル属全種、パタスモンキー属全種、コロブス属全種、ブナコロボス属全種、ドウクモンキー属全種、コバナテングザル属全種、テングザル属全種及びブリーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種

ひと科	オレンジウータン属全種、チンパンジー属全種及びゴリラ属全種
(二) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジヤツカル、キンイロヤツカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロヤツカル、アメリカオオカミ及びアピシニアヤツカル、タテガミオオカミ属全種、ドール属全種並びにリカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンヤツト、カラカル、ジャングルクヤツト、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンヤツト、オオヤマネコ属全種、ヒョウ属全種、ウンピョウ属全種並びにチーター属全種
(三) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(四) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種及びバイソン属全種
(二) 鳥綱 (一) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	

コンドル科	カリフォルニアコンドル、コンドル及びトキイロコンドル
たか科	オジロワシ、ハクトウワシ、オオワシ、ヒゲワシ、コシジロハゲワシ、マダラハゲワシ、クロハゲワシ、ミミヒダハゲワシ、ヒメオウギワシ、オウギワシ、パプアオウギワシ、フイリピンワシ、イヌワシ、オナガイヌワシ、コシジロイヌワシ、カンムリクマタカ及びゴマバラワシ
三 爬虫綱 (一) かめ目	
かみつしがめ科	かみつしがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナプトオオトカゲ及びコモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター、アナコンダ、アメジストニシキヘビ、インドニシキヘビ、アミメニシキヘビ及びアフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種、アフリカツルヘビ属全種、ヤマカガシ属全種及びタチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

別表第二(第四条関係)

一 別表第一の(一)のおまぎざる科の項、おながざる科の項及びてながざる科の項に掲げる種

別表第三(第六条関係)

- 二 別表第一の(一)のひと科の項に掲げる種
 - 三 別表第一の(二)のいぬ科の項及びハイエナ科の項に掲げる種
 - 四 別表第一の(三)のくま科の項に掲げる種
 - 五 別表第一の(四)のねこ科の項に掲げる種のうちネコ属に係る種(ピューマを除く。)及びオオヤマネコ属に係る種
 - 六 別表第一の(五)のねこ科の項に掲げる種のうちネコ属に係る種(ピューマに限る。)並びにヒョウ属、ウンピョウ属及びチーター属に係る種
 - 七 別表第一の(六)のぞう科の項に掲げる種及び同一の(七)のさい科の項に掲げる種
 - 八 別表第一の(八)のかば科の項及びうし科の項に掲げる種
 - 九 別表第一の(九)のきりん科の項に掲げる種
 - 十 別表第一の(一〇)のひくいどり科の項に掲げる種並びに同一の(一一)のコンドル科の項及びたか科の項に掲げる種
 - 十一 別表第一の(一二)のかみつしがめ科の項に掲げる種並びに同一の(一三)のどくとかげ科の項、ボア科の項、なみへび科の項、コブラ科の項及びくさりへび科の項に掲げる種
 - 十二 別表第一の(一四)のおおとかげ科の項に掲げる種並びに同一の(一五)のアリゲーター科の項、クロコダイル科の項及びガビアル科の項に掲げる種
- 別表第三(第六条関係)
- 一 飼養等施設は、販売又は展示の目的で特定動物を飼養し、又は保管する場合に用いるものを除き、人家が密集している場所、道路に面している場所、住居の出入口付近等人の出入りが多い場所に位置しないこと。
 - 二 飼養等施設は、販売、展示等の目的で特定動物を輸送する場合に用いるものを除き、地面、床等に固定されていること。
 - 三 飼養等施設は、特定動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、当該特定動物の逸走を防止できる構造とし、又は錠等の設備を設け、及び強度を有すること。
 - 四 擁壁、堀、さくその他これに類する構造の飼養等施設にあっては、当該擁壁等の近くに特定動物の逸走を容易にする樹木を植え、及び工作物等を設置しないこと。
 - 五 飼養等施設の構造に応じて、当該飼養等施設の外部から特定動物を監視できる構造とし、又は監視カメラ等の設備を設けること。
 - 六 飼養等施設は、特定動物と同じ室内に同時に入ることなく給餌及び給水を行い、

- 並びに汚物等を処理することができる構造その他人の生命又は身体に危険を伴うことなく特定動物の飼養又は保管の作業ができる構造であること。
- 七 飼養等施設の外部から当該飼養等施設内の特定動物に触れることができない構造とし、又は人止めさく等の設備を設けること。
- 八 特定動物が飼養等施設からその体の一部を出して人の生命又は身体に対し害を加えることを防止できる構造であること。
- 第一号様式中「第2条」を「第20条」に改め、同様式を第十三号様式とし、同様式の前に次の十二様式を加える。

第一号様式（第5条関係）

表

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏 名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

特定動物飼養等許可申請書

特定動物の飼養（保管）の許可を受けたいので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

飼養（保管）の目的					
特 定 動 物	区分号	種類	数	年齢	性別
	該当				
飼養（保管）の開始の予定年月日	年 月 日				
飼養等施設の所在地					
飼養等施設の規模及び構造					
主として飼養（保管）の作業に従事する者	住所	電話番号			
	氏 名				
飼養（保管）の作業の手順					

裏

飼養等施設の維持管理の方法		
血清等	名称	
	保管場所	
特定動物が逸走した場合の措置		
災害の発生により避難する場合の措置		
特定動物の飼養 (保管) を廃止した場合の処分方法		

- 注 1 特定動物の区分は、青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第 2 各号に掲げる区分によること。
 2 「血清等」欄は、毒を保有する特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合に記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

特定動物飼養等変更許可申請書

特定動物の種類 (数、飼養等施設の規模 (構造)) の変更の許可を受けたいので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	第 号
変更内容	変更前
	変更後
変更の予定年月日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第3号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

特定動物飼養等許可申請書記載事項変更届出書

特定動物の飼養(保管)の許可に係る申請書の記載事項に変更があったので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	第	号
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日	年	月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

特定動物飼養等廃止(休止、再開)届出書

特定動物の飼養(保管)を廃止(休止、再開)したので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	第	号			
飼養(保管)の廃止(休止、再開)に係る特定動物	区分	種 類	数	年 齢	性 別
	第	号			
廃止(再開)の年月日	年	月	日		
休止の予定期間	年	月 日	年	月 日	
飼養(保管)の廃止(休止)に伴う特定動物の処分方法					

注1 特定動物の区分は、青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第2各号に掲げる区分によること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式 (第9条関係)

特 定 動 物	
種 類	
青森県 許可番号	第 号
20センチメートル	

- 注 1 外枠線の幅は、1センチメートルとする。
- 2 文字及び「種類」欄の枠線の色は黒、外枠線の色は赤、地の色は白とする。

第6号様式 (第11条関係)

表

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

電話番号

氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

特定動物飼養等届出書

特定動物を飼養 (保管) するので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第16条前段の規定により、次のとおり届け出ます。

飼養 (保管) の目的	種	類	数	年 齢	性 別
	特 定 動 物				
飼養 (保管) の開始の 予定年月日	年 月 日				
飼養等施設の所在地					
飼養等施設の規模及び 構造					
主として飼 養 (保管) の作業に従 事する者	住 所	電話番号			
	氏 名				
飼養 (保管) の作業の 手順					

裏

飼養等施設の維持管理の方法	名 称	
	保 管 場 所	
特定動物が逸走した場合の措置		
災害の発生により避難する場合の措置		
特定動物の飼養（保管）を廃止した場合の処分方法		

- 注 1 「血清等」欄は、毒を保有する特定動物を飼養し、又は保管しようとする場合に記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏 名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

特定動物飼養等届出事項変更届出書

特定動物の飼養（保管）の届出事項に変更があったので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第16条後段の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 年 月 日	年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

特定動物加害届出書

飼養(保管)している特定動物が人の生命(身体)に対し害を加えたので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

加害に係る特定動物	許可番号(届出年月日)	第	号(年	月	日)
	種類	年齢	性別	過去において人の生命又は身体に害を加えた事実の有無あり()・なし		
被害者	住所	年齢				
加害の状況	加害の場所	年 月 日 時 分 ころ				
	加害の部位					
	加害の程度					
	加害時の状況					
	加害の原因					
備考						

注1 「備考」欄には、加害後にとった措置の内容、医師の診断の有無及びその状況を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

電話番号

氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

飼い犬加害届出書

飼養(保管)している犬が人をかんだので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

加害に係る犬	種類	毛色	体格	性別	年齢	名称	特徴
	登録番号	年度	第	号	年度	第	号
飼養場所	過去において人をかんだ事実の有無あり()・なし						
被害者	住所	年齢					
加害の状況	かんだ場所	年 月 日 時 ころ					
	かんだ部位						
	かんだ程度						
	かんだときの状況	保留中・訓練中・運動中・放し飼い・その他()					
	備考						

注1 「備考」欄には、保留方法、医師の診断の有無及びその状況を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号様式 (第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
電話番号
氏 名

被害届出書

犬にかまれたので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被害者	住所 氏名	年齢		
被害の状況	かまれた場所			
	かまれた日時	年 月 日 時 ころ		
	かまれた部位			
	かまれた程度			
	かまれた時の加害に係る犬の状況	係留中・訓練中・運動中・放し飼い・その他 ()		
加害に係る犬	種類	毛色	体 格	特 徴
			大・中・小	
飼養者	住所			
		氏名		
備考				

注1 「備考」欄には、鑑札又は注射済票が加害に係る犬に着いていたかどうか、係留中の犬にかまれた場合はその係留の状況等について知っていることを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式 (第16条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
電話番号
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

飼い犬返還申請書

抑留された飼い犬を引き取りたいので、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第5項の規定により、次のとおり申請します。

種類	毛色	体 格	性 別	年 齢	名 称	特 徴
		大・中・小				
登録番号	最近の狂犬病予防注射済票番号	年度 第 号	年度 第 号	年度 第 号	年度 第 号	年度 第 号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

表

<p>身分証明書 第 号</p> <p>所属 職氏名 年 月 日生</p> <p>上記の者は、青森県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第3項の規定により野犬等の捕獲及び抑留若しくは薬殺又は立入りを行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">青森県知事 印</p> <p style="text-align: center;">（折り目）</p> <p style="text-align: center;">青森県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）</p> <p>（野犬等の捕獲及び抑留）</p> <p>第21条 知事は、野犬（飼い犬以外の犬をいう。）及び第19条の規定に違反して係留をされていない飼い犬（以下「野犬等」という。）をその指定する職員（以下「指定職員」という。）に捕獲して抑留させることができる。</p> <p>2 指定職員は、捕獲しようとして追跡中の野犬等が他人の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。</p>	<p>（野犬等の薬殺）</p> <p>第22条 知事は、野犬等が人の生命、身体又は財産に害を加えることを緊急に防止する必要がある場合において、前条第1項の規定による捕獲及び抑留を行うに著しく困難な事情があると認めるときは、関係市町村の意見を聴いて区域及び期間を定めた上、野犬等を指定職員に薬殺させることができる。この場合において、知事は、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、野犬等を薬殺する旨を周知させなければならない。</p> <p>3 指定職員は、第1項の規定による薬殺をするためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地に立ち入ることができる。ただし、その土地の看守者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。</p> <p>（証明書の携帯等）</p> <p>第23条 第21条第1項若しくは第2項の規定により捕獲及び抑留をし、若しくは立入りをし、又は前条第1項若しくは第3項の規定により薬殺をし、若しくは立入りをする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
---	---

8.5センチメートル

附 則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第三十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年六月二十七日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一業務衛生課の項中第二十三号を第二十四号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第十五条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消しに関する事

イ 第九条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関する事
ロ 第十条第一項の規定による特定動物の種類若しくは数又は飼養等施設の規模若しくは構造の変更の許可に関する事

別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第十八号を削り、同項の第十七号の二中「（平成十四年十二月青森県条例第八十一号）」を削り、同号ロ中「こと

の下に「（特定動物に係るものを除く。）」を加え、同ロを同号リとし、同リの下に「（特定動物に係るものを除く。）」を加える。

チ 第二十四条第五項の規定による措置の命令に関する事（特定動物に係るものを除く。）。

別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第十七号の二イを同号トとし、同トの前に次のように加える。

イ 第十七条第一項の規定による特定動物の逸走の通報の受理に関する事。

ロ 第二十条の規定による犬による加害等の届出の受理に関する事。

ハ 第二十一条第一項の規定による野犬等の捕獲及び抑留に関する事。

ニ 第二十一条第四項の規定による野犬等を抑留したときの通知及び公示に関する事。

ホ 第二十一条第五項の規定による飼い犬の返還の申請の受理に関する事。

ヘ 第二十一条第六項の規定による野犬等の処分に関する事。

別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第十七号の二を同項の第十八号とする。

附 則

この訓令は、平成十五年七月一日から施行する。

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社
---------	-----------------------	---------	----------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭